富田林市教育委員会要領

富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会設置要領

（目的）

第１条　この要領は、富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会（以下、「委員会」という。）の設置にあたり、富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、必要な事項を規定することを目的とする。

（委員会）

第２条　要綱第３条第４号に規定する教育委員会が必要と認める者については、次の各号に規定するとおりとする。

（１）　観光施策に関し、知見を有する者

（２）　富田林市若者会議設置要綱（令和３年富田林市要綱第１５号）に規定

　　　する若者会議委員、又は、若者会議委員としての活動実績がある者

（オブザーバー）

第３条　委員会には、要綱第３条に規定する委員のほか、オブザーバーを設置することができる。

２　オブザーバーは、富田林市文化振興事業団から推薦された職員２名以内とし、委員会の参加にあたっては、委員会の了承を得なければならない。

附　則

改正後の要領は、令和４年４月１８日から施行する。